

アスベスト除去等工事費助成が始まっています！

対象となる工事

アスベストが含有されている吹付け材を除去、囲い込み又は封じ込める工事
(ただし、アスベスト含有保温材、断熱材、耐火被覆材及び成形板等は対象外です。)
※除去等の工事が完了した後、その建物を引き続き使用することが、条件となります。
解体を目的とする除去工事は、対象外です。

助成対象者

江戸川区内にある建物を所有する個人又は法人
※区分所有者の場合は、ご相談下さい。

助成内容

建築物の用途	助成率	助成限度額
戸建住宅	除去工事費用の 2/3	30 万円
共同住宅、事務所、店舗等		100 万円

注意してほしい事

除去等工事を行う際、石綿作業主任者が策定する作業計画に「建築物石綿含有建材調査者」を必ず関与させ、その作業計画に基づく現場体制により実施する必要があります。

【申請・問合せ先】

都市開発部 建築指導課 調査係 (第三庁舎一階)
Tel : 5662-1104(直通) fax : 5607-2267

※①吹付け材にアスベストが含有されているのか不明の場合

→ アスベスト調査費助成金交付制度をご活用下さい。

- ・対象の調査 : 吹付け材等(成形板を除く、以下同)にアスベストが含まれているか否かの調査
吹付け材等に含まれているアスベスト含有量の調査
建築物の空気中のアスベスト濃度の調査
吹付け材等であるか否かの目視調査等
- ・調査機関 : 専門の調査機関で実施して下さい
- ・申請者 : 建物所有者
建物使用者若しくは建物管理者等
- ・助成額 : アスベスト調査に要した費用の 1/2 で、建築物 1 棟 10 万円を限度

※②アスベスト除去等工事を実施する場合には、大気汚染防止法等により届出が必要となります。

【申請・問合せ先】

環境部 環境推進課 指導係 Tel : 5662-1995